公募についての説明書

1　　件　名　　ETC カードの利用に関する業務

2　　仕　様　　「仕様書」のとおり

3　　契約予定期間　　契約締結の日から令和 10 年３月 31 日まで
ただし、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度契約を更新する。

4　　公募方法

公募は下記５の資格を有する者が、下記６の提出書類を下記７の提出場所等までに提出する方法により実施する。

5　　公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令 71 条の規定に該当しない者であること。

(3)　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

6　　提出書類

(1)　申込書

(2)　指名停止等に関する申出書

(3)　誓約書（役員等名簿を含む。）

(4)　委任状（代理人が提出する場合）

(5)　委任状（復代理人が提出する場合）

(6)　ETC カードの利用規約（写）

7　　申込書等の提出場所等

(1)　提出場所　　関東信越国税局　総務部　会計課
用度係（26 階会計課カウンター）
※郵送の場合は下記へ送付のこと。

〒330-9719　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１
さいたま新都心合同庁舎１号館
関東信越国税局　総務部　会計課　用度係

(2)　提出期限　　令和８年 12 月２日（水）17 時 00 分
※郵送の場合は必着のこと。

8　公募の実施方法

(1)　公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。

(2)　疑義がある場合は、下記 13(3)の問合せ先に説明を求めることができる。

(3)　申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

9　申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

10　契約予定者の決定方法

(1)　申込みが１者の場合
仕様書に掲げた条件を満たす場合は、即時決定する

(2)　申込みが２者以上の場合
抽選によって決定する。

11　抽選について

(1)　抽選日時
令和８年 12 月３日（木）10 時 00 分から

(2)　抽選場所
関東信越国税局　20 階　入札室

(3)　抽選は参加者立会いの下で行う

12　契約書作成の要否

契約締結に当たっては、「契約書（案)」により契約書を作成するものとする。

13　その他

(1)　提出書類

イ　資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ　一旦受領した書類は返却しない。

ハ　一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、契約担当官等が特に必要を認めた場合を除き認めない。

(2)　本説明書の取扱い

イ　本説明書は、「ETC カードの利用に関する業務」のためのものであり、他の目的に使用することは禁止する。

ロ　本説明書を含む交付書類は、申込書等の提出後、速やかに廃棄する。

ハ　本説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合には、当局の担当職員の指示に従うこと。

(3)　問合せ先

関東信越国税局　総務部　会計課　用度係　中村　和稔

電話番号　048-600-3111　内線 2126